

排水設備工事施工の注意事項（必読）

（施工業者の皆様へ）

1. 確認申請

（1）排水設備等設置計画確認申請書を提出し許可を得ようとするときは、書類のチェックを必ず行ってから提出してください。

※記入漏れ、入力ミス、計算ミス、添付文書の不備等が非常に多い。

（2）確認申請書に添付する書類は下記のとおりとする。（※①～⑥は1部提出）

①設計書（雨水施設は記載しないでください。）

②見取図（住宅地図で構いませんが、場所を表示してください。）

③平面図（縮尺は百分の一以上・2階の排水がある場合は2階の平面図も記載のこと。）

④縦断図（公共柵高を基準に土被り、管底高の計算は正確にお願いします。）

⑤構造詳細図（カタログの写しなどに使用する物が分かるよう表示すること。）

⑥その他（同意書等のほか、担当者が必要と認める書類）

⑦排水設備等設置計画確認通知書 2枚

（3）確認申請が許可になれば、電話でお知らせします。

書類（確認通知書等）を受取りに来庁してください。

※必ず許可を受けてから、現場工事に取り掛かること。

2. 施工

①排水設備等設置計画確認申請書及び添付書類等に記載した事項を変更するときは、排水設備設置計画変更確認申請書（様式6）により申請してください。

※大きな変更が生じた場合に提出すること。なお、事前に担当に確認してください。

②やむを得ず工事期間を延長する場合には、**事前に下水道係に連絡してください。**

長期間延長する場合には、排水設備設置期間延長申請書（様式1）により申請してください。

※詳しくは国見町役場上下水道課下水道係の担当まで連絡してください。

3. 完了

①完成届は、工事を完了した日から5日以内に提出して検査を受けて下さい。

※上記の規定はありますが完成したらすぐに完成届を提出し、完了検査を受けてください。**工事が完了しているにもかかわらず提出しない場合は違反です。**

※なお、**浄化槽からの切り替えの場合は浄化槽廃止報告書を提出してください。**

②完成届に添付する写真については、下記のもの**は必ず添付して下さい。**

(1)公共柵接続の写真 (2)配管状況の写真 (3)転圧状況の写真 (4)工事竣工写真

※なお、上記以外に提出を求める場合がありますので、写真はこまめに撮影して下さい。

※工事看板の文字が見えにくいもの、水たまりがあるなどのないように注意して下さい。

③**完成届の書類が揃わない場合には、完了検査は行いません。**

※書類は早急かつ正確に提出するように注意してください。

※違反事項や行為を確認した場合は、規則に従い、指定工事店の指定を取消します。